

○議院運営委員会

・本院議員提出法律案（二件）

号番	件名	提出者 (月日)	予備送 付月日	衆へ 提出	参議院	衆議院	備考
3	議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律案	小川仁一君 外四名 四二、二四		五 三、二二	四 一、二四 五 三、二二	五 三、二二 五 三、二二	
4	議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律案	橋本 敦君 四二、二五			一、二五	未了	

・衆議院議員提出法律案（四件）

号番	件名	提出者 (月日)	予備送 付月日	本院へ 提出	参議院	衆議院	備考
5	国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案	議院運営委員長 五三、一五	五 三、二五	五 三、二五	五 三、二五 五 三、二五 五 三、二五	五 三、二五 五 三、二五 五 三、二五	

規程案（一件）

1 1 2 5 国会	番号	件名	提出者	提出月日	委員会付託	委員会議決	本会議議決	備考
		参議院政治倫理審査会規程の一部を改正する規程案	石井二君 外四名	四 二、一〇	四 二、一〇	五 三、二	五 三、二	参議院亦更 (五、三、二)

26	17	16	番号	件名	提出者 (月日)	予備送付月日	本院へ提出	参議院	衆議院	備考		
				国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案	小川国彦君 外三名 (六一五)	四二二	四二二	四二二 可決	四二八 可決	四二八 可決	四二二 可決	
				国会法の一部を改正する法律案	議院運営委員長 (五四二)	五四三	五四三	五四三 可決	五四八 可決	五四八 可決	五四三 可決	

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第五号）

要旨

本法律案は、国会議員の職務の遂行に資するため、議長、副議長及び議員に支給される文書通信交通費を文書通信交通滞在費に改めるとともに、その額を月額百万円（現行七十五万円）に改定するものである。

委員長報告

ただいま議題となりました国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、国会議員に支給される文書通信交通費の名称を文書通信交通滞在費に改め、その額を月額七十五万円から百万円にするほか、所要の規定の整備を行おうとするものであります。

委員会におきましては、審査の結果、多数をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

国会法の一部を改正する法律案（衆第一六号）

要旨

本法律案の内容は、次のとおりである。

一、議員の職務の遂行を補佐する秘書二人のほか、新たに主として議員の政策立案及び立法活動を補佐する秘書一人を付することができるとする。

二、文書通信交通滞在費並びに裁判官訴追委員長及び裁判官弾劾裁判長が受ける職務雑費に関して、所要の規定の整備を行うこととする。

三、本法律は、公布の日から施行する。

委員長報告

ただいま議題となりました両法律案につきまして御報告申し上げます。

まず、国会法の一部を改正する法律案は、国会議員の職務の遂行を補佐するため付されている秘書二人に加え、新たに主として議員の政策立案及び立法活動を補佐する秘書一人を付することができることとするほか、所定の規定の整備を行おうとするものであります。

次に、国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する

法律案は、国会法の一部改正によって新たに付することができることとなる秘書の給料月額、採用の要件等について定めようとするものであります。

委員会におきましては、審査の結果、いずれも全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。
以上、御報告申し上げます。

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第一七号）

要旨

本法律案の内容は、次のとおりである。

一、国会法第三百三十二条第二項に規定する主として議員の政策立案及び立法活動を補佐する議員秘書の給料月額は、別表第一による額とする。

二、一の議員秘書は、試験等により当該議員秘書に必要な知識及び能力を有すると判定された者のうちから採用するものとし、試験に関する事項その他当該議員秘書の採用に関し必要な事項は、両院議長が協議して定めることとする。

三、本法律は、平成六年一月一日から施行する。ただし、一の議員秘書の資格試験等に関する規定については、公布の日から施

行する。

委員長報告

前ページ参照

参議院政治倫理審査会規程案

委員長報告

ただいま議題となりました両案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

まず、議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律案は、委員会または両議院の合同審査会における証人に対する尋問中の撮影を許可することができるようにするとともに、証人が宣誓書を朗読し、またはこれに署名押印することができない場合の宣誓に関する規定を整備しようとするものであります。

委員会におきましては、まず、発議者の志苦理事から趣旨説明を聴取した後、討論に入りましたところ、自由民主党を代表して中曽根理事より反対の旨の、民主改革連合の高井理事より賛成の旨の意見が述べられました。討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。次に、参議院政治倫理審査会規程の一部を改正する規程案につきまして御報告申し上げます。

本案は、政治倫理審査会の構成に関し、委員数を十五人に増員するとともに、運営について協議する数人の幹事を置くこと、審査対象を拡大し、行為規範のほかに政治倫理の確立に資するもの

として議長が定める法令の規定に著しく違反した場合を新たに審査対象に含めること、審査開始要件を緩和すること、傍聴に關し、審査会は原則として非公開とし、審査会の決議により議員その他の者の傍聴を許すことができることとする、会議録の閲覧に關し、議員その他の者の傍聴を許すものとされた審査会の会議録を除き原則として閲覧することができないものとし、審査会の決議によりその閲覧を許すことができるようにすること等の改正を行うとともに、新たに、議員の申し出に基づく審査制度の創設及び申し立てをされた議員等の名誉回復措置について定めようとするものであります。

委員会におきましては、まず、発議者の石井理事から趣旨説明を聴取した後、永田理事より、本規程の施行日を議決の日とする修正案が提出されました。

次いで討論に入りましたところ、日本共産党を代表して橋本理事より反対の旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、永田理事提出の修正案及び修正部分を除く原案はいずれも賛成多数をもって可決され、本規程案は修正議決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。